

令和4年4月12日

宇都宮市立宝木小学校長 亀和田 淳一

保護者 様

その他の感染症に係る「登校届」の活用について

保護者の皆様には、児童の健康管理面につきましてご配慮いただきましてありがとうございます。

さて、感染症により、出席停止となった児童が登校する際の、提出書類についてインフルエンザは経過報告書、以下に示す「第3種（その他の感染症）」に該当する感染症については、治癒証明書の代わりに「登校届」の提出をお願いいたします。

また、これ以外の感染症については、これまで同様、医療機関の証明が必要になりますが、従来の治癒証明書に代わり、統一の様式として「意見書」を活用することとなりました。

*** 宇都宮市ホームページおよび学校のホームページに掲載してありますのでご活用ください。**

*** 出席停止でお休みしている児童への連絡は、感染症の蔓延を防ぐため、担任が電話またはメール配信で行います。（児童が連絡帳などを届けるなどのことはいたしません。）**

学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について (学校でかかる主な感染症)

第2種	経過報告書提出	インフルエンザ
	病院で記入学校に提出 (意見書)	・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱)・結核・侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
第3種	病院で記入学校に提出 (意見書)	・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・腸管出血性大腸菌(O157, O26, O11等)
その他の 感染症	保護者記入 学校に提出	溶連菌感染症, マイコプラズマ肺炎, 手足口病, 伝染性紅斑(りんご病) ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス, ロタウイルス, アデノウイルス等) ヘルパンギーナ, RSウイルス感染症, 帯状疱疹, 突発性発疹